

九州大学研究費不正防止計画推進室要項

実 施：平成19年 9月 1日

最終改正：平成29年 4月 1日

1 設置

九州大学（以下「本学」という。）に、本学における研究費の不正使用（以下「研究費不正」という。）に関する防止計画を推進するため、研究費不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 業務

推進室は、次に掲げる業務を行う。

イ 研究費不正の発生要因の調査に関すること。

ロ 研究費不正に関する防止計画（以下「防止計画」という。）の策定及び実施に関すること。

ハ 防止計画に基づく実施状況の把握に関すること。

ニ その他防止計画の推進に関すること。

3 組織

推進室は、室長及び室員をもって構成する。

4 室長

(1) 室長は、研究担当の理事をもって充てる。

(2) 室長は、推進室の業務を掌理する。

5 室員

(1) 室員は、次に掲げる者をもって充てる。

イ 各地区協議会において選出された者 各1人

ロ 研究・産学官連携推進部長

ハ 財務部長

ニ その他総長が必要と認めた者

(2) 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

(3) (1)のイの室員の任期は、2年とする。ただし、室員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) (1)のイの室員は、再任することができる。

6 副室長

(1) 推進室に副室長を置くことができる。

(2) 副室長は、5の室員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

(3) 副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

7 雑則

この要項に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

8 実施

この要項は、平成19年9月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成20年10月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。